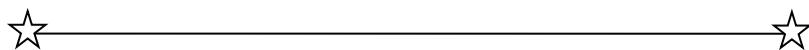


令和6年度 保育所入所のしおり 入所申込



《お問合せ先》

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市教育部こども課子ども・子育てグループ

電話：0162-23-6530（平日 午前8時45分～午後5時30分）

もくじ

保育所（園）に入所を希望される方へ

| | |
|----------------------------|-------|
| 保育所（園）について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 ページ |
| 保育時間について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 ページ |
| 休所日について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 ページ |
| 教育・保育給付認定について・・・・・・・・ | 2 ページ |
| 保育の必要性の事由について・・・・・・・・ | 3 ページ |
| 保育の必要量について・・・・・・・・ | 3 ページ |

入所申込手続きについて

| | |
|-------------------------|-------|
| 申込に必要な書類・・・・・・・・ | 4 ページ |
| 申込方法・・・・・・・・ | 4 ページ |
| 入所選考（利用調整等）について・・・・・・・・ | 4 ページ |
| 入所内定・面談／入所保留の連絡について・・・ | 5 ページ |
| 申込内容の変更について・・・・・・・・ | 5 ページ |
| 転園について・・・・・・・・ | 5 ページ |

入所申込提出書類チェック表 6 ページ

各保育所の概要 7～12 ページ

保育料（利用者負担額）について

| | |
|----------------------------|--------|
| 保育料の決定・・・・・・・・ | 13 ページ |
| 令和6年度稚内市保育料（月額）一覧表・・・・・・・・ | 14 ページ |
| 課税額算定対象者・・・・・・・・ | 15 ページ |
| 延長保育・・・・・・・・ | 15 ページ |
| 給食費（主食・副食費）・・・・・・・・ | 15 ページ |
| 保育料等の負担軽減・・・・・・・・ | 16 ページ |
| 保育料の納入について・・・・・・・・ | 17 ページ |
| 幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・ | 18 ページ |
| わからない子育て応援サイト・アプリ『え～る』・・・ | 18 ページ |
| 入所後の留意事項について | 19 ページ |
| 給食について | 19 ページ |
| お子さんの体調面について | 20 ページ |

◆◆保育所（園）等に入所を希望される方へ◆◆

◆ 保育所（園）等について

※以下、保育所と表記

※等には、認定こども園を含む

保育所は、就労や病気などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって、就学前のお子さんを保育する施設です。幼児教育や集団生活に慣れさせるため、という理由では入所の対象とはなりません。

保育を希望する場合は、**保育の必要性の事由（3ページ）** に該当することが必要です。

各保育所の詳細については、7ページから12ページを参考にしてください。

★稚内市内の保育所一覧★

| 区分 | 名称 | | 連絡先 |
|----|-----------------------|-------------|---------|
| 公立 | 白樺保育所 | 潮見1丁目1番10号 | 33-4558 |
| 私立 | 富岡保育園 | 富岡4丁目18番6号 | 32-2727 |
| 私立 | もぐもぐ保育園 | 宝来2丁目8番17号 | 23-5180 |
| 私立 | オアシス保育園 | 中央2丁目16番12号 | 23-6321 |
| 私立 | きらきら保育園 | 緑4丁目5番32号 | 73-3133 |
| 私立 | 認定こども園 稚内鈴蘭幼稚園・保育園 | 港3丁目6番12号 | 23-3237 |

※すべての施設が子ども・子育て支援新制度に移行した認可保育所です。

★令和6年度のクラス年齢★

| クラス年齢 | 対象生年月日 | | 保育満了日 |
|-------|-----------|-------------|------------|
| 0歳児 | 令和5年4月2日 | ～ | 令和12年3月31日 |
| 1歳児 | 令和4年4月2日 | ～ 令和5年4月1日 | 令和11年3月31日 |
| 2歳児 | 令和3年4月2日 | ～ 令和4年4月1日 | 令和10年3月31日 |
| 3歳児 | 令和2年4月2日 | ～ 令和3年4月1日 | 令和9年3月31日 |
| 4歳児 | 平成31年4月2日 | ～ 令和2年4月1日 | 令和8年3月31日 |
| 5歳児 | 平成30年4月2日 | ～ 平成31年4月1日 | 令和7年3月31日 |

◆ 保育時間について

保育所の開所時間は、午前7時から午後6時までです。

この範囲内で、ご家庭の状況や勤務状況（通常の勤務時間に送迎時間を含めた範囲）を考慮して保育時間を決定します。

この保育時間をもとに保育所では職員体制等を整えるため、極力、保育時間内での送り迎えとなるようご協力をお願いします。



◆ 休所日について

- ① 日曜日および祝日 ② 年末年始（12/31～1/5）

※暴風雪等悪天候により市内全域で公共交通機関が止まっている場合等は臨時休所とする場合がありますのでご理解とご協力をお願いいたします。

※各園が特別に定めた日も休所となります。



◆ 教育・保育給付認定について

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育施設等の利用を希望する場合、事前に教育・保育給付認定を受けることが必要です。認定を受けると申請に基づき作成した「支給認定証」を交付します。

【 認 定 区 分 】

| | |
|----------------------|--|
| 1 号 認 定 (満 3 歳以上) | 子どもが、満 3 歳以上で幼稚園での教育を希望する場合 |
| 2 号 認 定 (満 3 歳以上) | 子どもが、満 3 歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合 |
| 3 号 認 定 (満 3 歳未満) | 子どもが、満 3 歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合 |

※両親が就労していても、1号認定をうけて幼稚園に通うことができます。

また、保育所が定員に達している場合、2号認定をうけて幼稚園に通うこともあります。



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

この「令和6年度保育所入所のしおり」は、2号または3号認定のお子さんについてのご案内を記載しています。

◆ 保育の必要性の事由について

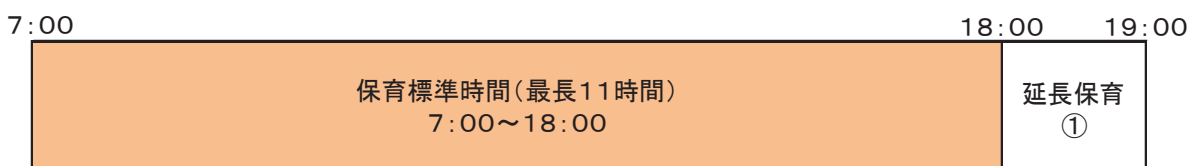
- (1) 就 労・・・一月の就労時間が、概ね 60 時間以上の場合
(フルタイム、パートタイム、居宅内の労働等)
- (2) 妊 娠・出 産・・・児童の保護者が出産の前後のため、児童の保育ができない場合
- (3) 疾 病・障 がい・・・児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいを有する場合
- (4) 介 護・看 護・・・同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
- (5) 災 害 復 旧・・・震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっているため、児童の保育ができない場合
- (6) 求 職 活 動・・・児童の保護者が継続的に求職活動（起業準備を含む。）を行っている場合
- (7) 就 学・・・児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）の場合
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業取得時に既に保育を利用している児童がいて、次年度に小学校を控えている等、継続利用が必要である場合
- (10) そ の 他・・・前各号にあげるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める場合

入所期間内であっても、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、退所していただくこととなります。

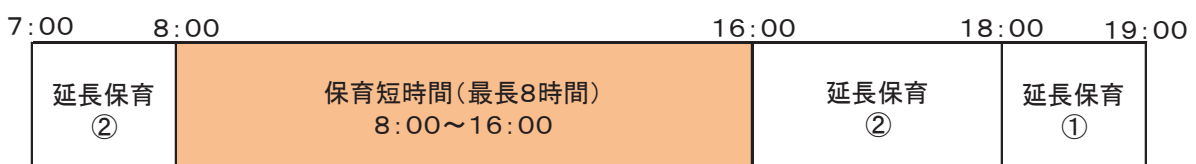
◆ 保育の必要量について

保育の必要性の事由と併せて、保護者の就労状況等によって必要な保育時間を「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分で認定します。保育料も保育の必要量に応じて異なります。なお、実際の利用時間は保育標準時間・保育短時間にかかわらず、実際に保育が必要な時間となります。（就労の場合は勤務時間に送迎のための移動時間をふくめた時間です）

■保育標準時間・・・フルタイム就労を想定した利用時間（1日最長11時間）



■保育短時間・・・パートタイム就労を想定した利用時間（1日最長8時間）



※延長保育については、15ページを参考にしてください。

入所申込手続きについて

◆申込に必要な書類（詳しい内容については6ページをご参照ください）

入所申込のときは次の書類を提出してください。

- ① 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（黄色の紙）
- ② 保育を必要とする事由を確認できる書類（就労証明・就労希望申立書など）
- ③ 保育料決定に必要な書類（※該当者のみ 詳細は6ページ参照）

※その他、世帯の状況等により、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

◆申込方法

稚内市役所1階「こども課」に、必要書類を持参してください。

受付時間 平日：8時45分～17時30分（土日祝日と12月30日～1月5日を除く）

- 提出書類に不備がある場合は、原則として書類を受理いたしません。
- ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、申込書等の控えが必要な方は、提出前に写しを各自で保管ください。
- 申込締切日までに必要書類が揃わない場合は、希望の入所日の選考対象外となりますので、締切日前に余裕をもって申込書類を提出されることをお勧めいたします。
- 市外在住で、持参できない方は郵送での申込が可能です（申込期限必着）。
- 保育所入所申込書等を提出する時点で稚内市に住民登録のない方は、転入予定日等の確認を行いますので、こども課（TEL：0162-23-6530）までお問合せください。

◆入所選考（利用調整等）について

- 2号、3号認定のお子さんの入所について、利用希望者が保育所等の入所可能人数を超える場合、稚内市が定める基準に基づき、「保育を必要とする事由」と「世帯状況等」を基に優先順位をつけ、入所の順番・施設を決定します。（申込の先着順ではありません。）
- 入所申込書に記入の保育施設「希望順位」「希望施設数」による選考上の有利不利はありません。申込書を提出する前に、各施設のホームページや施設へご連絡の上、見学することをお勧めします。
- 申込人数が定員を超え、入所できない場合は、その後年度内に入所可能となった時にご連絡します。改めて手続きをする必要はありません。
（注意）「就労希望」により申込みをされた方の支給認定期間は90日です。
期間内に就労とならない場合は、申込が取消しとなりますので留意願います。

◆入所内定・面談／入所保留の連絡について

- 4月1日入所の方は**文書**で、年度途中入所の方は**都度お電話**でお知らせします。
入所が内定した場合、保育施設で**入所日までに保護者及び児童と面談**を行います。
面談の日程を通知しますので、日程を調整の上、ご参加下さいますようお願いいたします。
面談では、保育施設利用の説明やお子さんの家庭での様子について確認します。
(※面談終了後に、入所の可否を決定しますのでご注意ください。)
- 面談終了後入所が決定した場合は、入所日までに「入所承諾通知書」等を自宅に郵送します。

(注意1) 入所日から1～2週間程度は、お子さんが施設に慣れるための期間が必要となるため、この期間は預かり時間が通常より短くなりますのでご了承ください。
(注意2) 入所決定後は、保育を必要とする事由に変更がない限り、支給認定証の有効期間内は施設を継続利用することができます。保育を必要とする事由に欠ける場合は退所していただきます。
(注意3) 4月1日入所児童の**支給認定書は12月下旬**、
1次選考内定通知等は**1月末～2月上旬頃**の発送を予定しています。
- 申込人数が定員を超え、**入所保留となった方**には、
「支給認定書」及び「入所保留通知書」を自宅に郵送します。

◆申込内容の変更について

- 次のような場合は、速やかに各園またはこども課に届け出てください。
- 申込を取り下げたい(市外転出や幼稚園への入園を含む)
 - 希望施設の追加・削除・希望順位の変更
 - 家庭状況の変更(世帯構成・住所・氏名など)
 - 保育を必要とする事由、住民税等の変更
- ※入所内定後または入所後に、届出なく就労状況や世帯状況が変わっていたことが発覚した場合、内定の取り消しや保育料の追加徴収等を行う場合がありますので、ご承知おきください。

◆転園について

- 入所後、年度内に転園を希望する場合は、新たに入所申込が必要となります。転園となった場合も、新しい保育施設での「慣らし保育期間」が必要となります。慣らし保育は、お子さんの保育園での生活の様子によって期間を調整していくことになります。

入所申込提出書類チェック表

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 ※黄色い紙

保育を必要とする事由を確認できる書類（保護者人数分が必要です）

| | 保育を必要とする事由 | 必要な書類 | チェック欄 | | | |
|---|---------------|------------------------------|-------|---|--|--|
| | | | 父 | 母 | | |
| 1 | 就 労 | 就労証明書（会社記載） | | | | |
| | 就 労（自営業） | 就労証明書 自営業証明書（地区民生委員の署名必須） | | | | |
| 2 | 妊娠・出産（出産前後8週） | 母子健康手帳等（写） （※予定日記載欄含む） | | | | |
| 3 | 疾病・障害／介護・看護 | 診断書・身体障害者手帳等 | | | | |
| 4 | 災害復旧 | 罹災証明書 | | | | |
| 5 | 求職活動 | 就労希望申立書 | | | | |
| 6 | 就 学 | 在学証明書 | | | | |

- 就労証明書は、勤務先に記入し証明いただくものです。申込者が記入するものではありません。※自営業の方は、申込者が記入し、居住地区民生委員の証明が必要となります。担当民生委員については、こども課までお問合せください。
- 同居している65歳未満の祖父母等が、上記事由に該当する場合は、祖父母等の就労証明書等も提出願います。※世帯が別の場合であっても同居している場合は必須

保育料決定に必要な書類（下記に該当しない方は不要です）

- 父母又は、それ以外の扶養義務者（家計の主宰者）1人につき1枚

| 世帯員の住所 | 必要な書類 | チェック欄 | | | |
|---|--|-------|---|--|--|
| | | 父 | 母 | | |
| 入所希望日が4月～8月で 令和5年1月1日時点で稚内市に住 所のない方 | 令和5年度所得・課税証明書等 （令和4年分） | | | | |
| 入所希望日が9月以降で 令和5年1月1日時点で稚内市に住 所のない方 | 令和6年度所得・課税証明書等 （令和5年分） ※令和6年度課税資料は令和6年6月頃の 税額確定後に提出してください | | | | |

※教育・保育給付認定兼施設利用申込書に個人番号（マイナンバー）を記載した場合は不要です。

下記に該当する場合、必要な書類



| 世帯の状況等 | 必要な書類 | チェック欄 |
|----------|--------------------|-------|
| 生活保護受給世帯 | 生活保護証明書（市社会福祉課で発行） | |

（注意）書類提出後、税額や世帯状況が変更になった場合（結婚・離婚・退職・転園等）は上記該当書類を「各園またはこども課」に速やかに提出してください。



保育所の概要

| | | | |
|---------|---|--|--|
| 名 称 | 白 樺 保 育 所 | | 施設写真 |
| 経営主体 | 稚内市 | |  |
| 所在地 | 潮見1丁目1番10号 | | |
| 電話番号 | 0162-33-4558 |  園ホームページ | |
| 認可年月日 | 昭和40年6月1日 | | |
| 利用定員 | 【0歳児】 12名 | 【1歳児】 16名 | 【2歳児】 18名 |
| | 【3歳児】 18名 | 【4歳児】 18名 | 【5歳児】 18名 |
| 敷地面積 | 2,758.45 m ² | | |
| 保育の理念 | 一人ひとりのこどもを大切に、保護者が安心して子育てできる環境を整え、地域に愛される保育所を目指す。 | | |
| 保育の方針 | ○意欲や自信を育てる保育 ○環境を整え心と身体の自立を促す保育 | | |
| 保育目標 | ① 明るく元気なこども ② 思いやりのあるこども ③ 意欲のあるこども ④ 自分で考え行動できるこども | | |
| 保育内容 | ① 体を動かして遊ぶ楽しさ、戸外で遊ぶ楽しさを知り、丈夫な体づくりをする。 ② じっくりと自分の活動に取り組む中で自己充実を図る。 ③ 友だちと一緒に遊び活動する中で人間関係の豊かさが育まれるようにする。 ④ いろいろな生活経験を体験することで、遊びや生活に必要な知識・知恵の芽ばえが育まれるようにする。 | | |
| 保育概要 | ○戸外・園外保育 ○多くの生活経験 ○自由遊び ○クラス別保育（年齢毎） | | |
| 特別保育 | ○世代間交流 ○一時保育 ○延長保育 | | |
| 行 事 | 〔年間行事〕 ○子どもの日 ○おもちつき ○園外保育 ○クリスマス ○運動会 ○豆まき ○七夕まつり ○ひなまつり ○生活発表会 ○保育参観 ○保護者試食会 ○お別れ会（バイキング給食） | 〔毎月行事〕 ○おたのしみ会 ○避難訓練 | 〔その他の行事〕 ○発育測定（年4回） （0歳児は毎月実施） ○内科検診（年2回） ○歯科検診（年1回） ○年長交流（年4回～5回） ○食育事業 ○収穫祭 ○老人ホーム慰問 |
| 地域環境・特色 | 住宅街に位置し白樺児童公園に隣接、国の施設（裁判所）や、商業・文教施設があり、静かな環境に位置しています。地域の高齢者との世代間交流保育事業、一時保育、延長保育を実施しています。 施設内の厨房を活用し、人間形成の土台づくりである食育に取り組んでいます。 | | |



保育所の概要

| | | | |
|---------------|--|---|---|
| 名 称 | 稚内富岡保育園 | | 施設写真  |
| 経 営 主 体 | 学校法人 稚内鈴蘭学園 | | |
| 所 在 地 | 富岡 4 丁目 18 番 6 号 | | |
| 電 話 番 号 | 0162-32-2727 |  園ホームページ | |
| 認 可 年 月 日 | 平成 17 年 4 月 1 日 | | |
| 定 員 | 【0歳児】 6名 【1歳児】 12名 【2歳児】 12名 【3歳児】 10名 【4歳児】 10名 【5歳児】 10名 | | |
| 敷 地 面 積 | 3,606.91 m ² | | |
| 保 育 方 針 | ○明るく親切に | | |
| 保 育 目 標 | ○ 乳幼児の教育・保育は環境による教育・保育であり乳幼児が自発的、主体的に係わることが出来るような人的・物的な環境構成を整え、集団生活の中から豊富な生活体験を通じて乳幼児の個性や人間性を豊かに育み、一人ひとりの乳幼児を大切にしながら豊かな心と丈夫な身体の発達を心がけています。 明るい子ども→体づくり 親切な子ども→心づくり 考える子ども→頭づくり ○0歳児から設定保育（運動遊び・手遊び・読み聞かせなど）を行います ○3歳から5歳児は行事を通してより多くの体験を行います | | |
| 保 育 の 内 容 | ○設定保育 ○自由遊び ○園外保育 ○異年齢児との交流 ○行事保育 ○3歳以上児は幼稚園児と合同保育 | | |
| 特 別 保 育 | ○延長保育 ○一時保育 ○地域子育て支援センター（委託事業） | | |
| 行 事 | 〔年間行事〕○子どもの日 ○おもちつき ○社会見学 ○お楽しみ会 ○親子遠足 ○祖父母の集い ○クリスマス ○園外保育 ○芋植え ○交通安全指導 ○避難訓練 ○収穫祭 ○父母参観日 ○運動会 ○七夕まつり会 ○お店屋さんごっこ ○お遊戯会 ○ひなまつり ○豆まき ○お別れ会 ○幼保交流会 ○プール保育 ○一泊保育 <u>4歳児のみ→○キッズダンス</u> <u>5歳児のみ→○英語保育 ○キッズサッカー ○スキー</u> | | |
| | 〔毎月行事〕○誕生会 ○避難訓練 〔その他の行事〕○内科検診 ○歯科検診 ☆父母の参加行事は土曜日を中心に行っています。 | | |
| 地 域 環 境 ・ 特 色 | 住宅街に位置し、近隣に文教施設（小・中・高・大）があります。また、近くにはサッカー場などもあり、緑豊かな住環境です。同法人が経営している幼稚園と併設しており、こども達の元気な声がいつも聞こえています。 | | |



保育所の概要

| 名 称 | もぐもぐ保育園 | | 施設写真 |
|---------------|---|--|---|
| 経 営 主 体 | 学 校 法 人 禅 徳 学 園 | |  |
| 所 在 地 | 宝 来 2 丁 目 8 番 1 7 号 | | |
| 電 話 番 号 | 0162-23-5180 |  <small>幼稚園ホームページ</small> | |
| 認 可 年 月 日 | 平成 19 年 4 月 1 日 | | |
| 定 員 | 【2 歳児】 6 名 【3 歳児】 8 名 【4 歳児】 8 名 【5 歳児】 8 名 | | |
| 敷 地 面 積 | 1, 100 m ² | | |
| 保 育 方 針 | ○明るく元気なこども ○思いやりのあるこども ○意欲のあるこども | | |
| 保 育 目 標 | ○「思いやりの心を育てる・丈夫なからだをつくる・仲間の中で自立心を育てる」を目標に、幼児一人ひとりの心情や発達をしっかりと捉え、遊べない子ども、出来ない子どもへの細やかな配慮と楽しい保育を創意工夫し、社会生活に必要な基本的な生活習慣を習得させます。 | | |
| 保 育 の 内 容 | ○ 子どもの主体性を育てる保育をします。 ○ 食育を大切にします。 ○ 幼児の心と体づくりはすべての遊びをとおして培われるものです。 ○ 遊びを中心とした幼児期にふさわしい生活が展開される場として幼稚園・保育園があり、集団生活の中でなければ味わうことのできない遊びをたくさん楽しめます。 ○ 一人ひとりの個性を尊重しながら、集団としてのまとまり、社会性を大切に「生きる力」の基礎を育てます。 | | |
| 特 別 保 育 | ○延長保育 ○一時保育 | | |
| 行 事 | 〔年間行事〕 ○子どもの日○交通安全集会○虫歯予防集会○春の遠足○運動会○一泊保育 ○プール保育○親子遠足○まごまご会○お遊戯会○餅つき会○お楽しみ会 ○豆まき○ひな祭り会○お別れ会○食育クッキング○スキー教室 〔毎月行事〕 ○誕生会 ○避難訓練 ○キッズダンス ○体操教室 〔その他の行事〕 ○内科検診（年2回） ○歯科検診（年1回） | | |
| 地 域 環 境 ・ 特 色 | 住宅街に位置し、近隣には文教施設（幼・小・中）があり、静かな環境に位置しています。また、近くには稚内公園などもあり、緑豊かな住環境です。同法人が経営している幼稚園と併設しており、こども達の元気な声がいつも聞こえています。 | | |


保育所の概要

| | | | |
|-----------|---|---|---|
| 名 称 | オアシス保育園 | | 施設写真 |
| 経 営 主 体 | 学 校 法 人 量 徳 学 園 | |  |
| 所 在 地 | 中 央 2 丁 目 1 6 番 1 2 号 | | |
| 電 話 番 号 | 0162-23-6321 |  園ホームページ | |
| 認 可 年 月 日 | 平 成 2 0 年 4 月 1 日 | | |
| 定 員 | 【0歳児】 6名 | 【1歳児】 12名 | 【2歳児】 12名 |
| | 【3歳児】 10名 | 【4歳児】 10名 | 【5歳児】 10名 |
| 敷 地 面 積 | 3, 565 m ² | | |
| 保 育 方 針 | 学園の方針…「共に生き、共に育ち合う保育を願って」*差異を認め合う保育を遂行します。 ☆一人の人として尊ばれ、心身豊かな人として成長を遂げることを目指します。 | | |
| | ○原体験や環境を通して学ぶ（遊ぶ）ことを大切にし、子ども本来が持っている豊かな感情や成長する力、身体を育みます。 | | |
| | ○地球上の全ての生命に生かされている事に気づき、他者と共に喜び感謝する心を育みます。 | | |
| | ○自己肯定感を高める一人ひとりの心情に寄り添ったサポートや保育のあり方の工夫。 ○一人ひとりの健やかな育ちを願い、家庭・地域・関係機関との連携を図ります。 | | |
| 保 育 目 標 | ◎生命尊重（健康と思いやり） ◎真理追究（主体性と考える力） ◎和合精進（協力と自立） ◎報恩感謝（感謝と豊かな感性） | | |
| 保 育 の 内 容 | ○自然と触れ合う体験保育 ○季節・文化を大切にした食育活動 ○個性・個々の心情・主体性を尊重したあそびと行事の取り組み ○社会性・集団生活を育むあそびの取り組み ○動植物の飼育・栽培と菜園活動 ○音楽（リトミック・わらべうた）・絵画造形活動 ○異年齢交流保育 ○3歳以上児は幼稚園児と合同保育 | | |
| 特 別 保 育 | ○延長保育 ○一時保育 ○地域子育て支援センター（委託事業） | | |
| 行 事 | 〔年間行事〕○子どもの日 ○運動会 ○七夕会 ○遠足 ○生活発表会 ○社会見学 ○お餅つき会 ○お店屋さん ○12月お楽しみ会 ○お正月遊びの会 ○雛祭り ○年度末発表会 〔保健〕○身体測定 ○内科健診 ○歯科健診 ○尿検査 〔その他の行事〕○避難訓練 ○お誕生会 ○食育活動 ○勇知自然学校 ○夏祭り ○プール保育 ○保育参観 ○親子遠足 ○お花まつり ○盆踊り ○報恩講 〔年長〕○プール保育・英語であそぼう・スキー保育（有志）（専任講師） ○お泊まり会 〔地域との交流〕○小学1年生・小学校との交流 ○中高生インターンシップ ○祖父母・香茶の会との交流 ○老人ホーム慰問 | | |
| 地域環境・特色 | 市街地の中心に位置し、近くには市役所・病院・銀行・商店街等があります。 また、近くには稚内公園・キャンプ場・お寺の境内内に庭があり、四季の色合いを感じながら遊べる自然環境に恵まれ、さくらんぼ・りんご・栗等の収穫を楽しんでいます。 同法人が経営している幼稚園との幼保一元化の施設です。 | | |

保育所の概要

| | | | |
|---------------|--|---|---|
| 名 称 | きらきら保育園 | | 施設写真  |
| 経 営 主 体 | 学校法人 稚内ひかり学園 | | |
| 所 在 地 | 緑 4 丁 目 5 番 3 2 号 | | |
| 電 話 番 号 | 0162-73-3133 |  園ホームページ | |
| 認 可 年 月 日 | 平成21年4月1日 | | |
| 定 員 | 【0歳児】 6名 【1歳児】 12名 【2歳児】 12名 【3歳児】 10名 【4歳児】 10名 【5歳児】 10名 | | |
| 敷 地 面 積 | 2,026.34 m ² | | |
| 保 育 方 針 | <p>○愛・つよい子・やさしい子（人を愛する優しさから本当の強さが生み出される愛の心を育てる）</p> <p>○現在の多様な価値観の中で乳幼児を一人の人間として尊び一人ひとりのこども達が心も身体も健やかな成長を遂げてゆく保育を目指します。</p> <p>○生命ある全てのものに対して思いやりの心を持ち、苦しみや悲しみに打ち勝つ強い心と身体、そして豊かな人間性を育てます。</p> <p>○他者と共に喜びを持って生きる心を育てます。</p> <p>○個々の家庭との連携を密にし、こどもの心が安定し、力を伸ばしていけるよう配慮します。</p> | | |
| 保 育 目 標 | <p>○心身共に健康なこども・年齢に応じた生きる力、伸びる力を養う。</p> <p>○困難に打ち勝つ心を育てる。</p> | | |
| 保 育 の 内 容 | <p>○自由遊び ○設定保育 ○園外保育 ○生命のあるものを育てる（動植物の飼育栽培）</p> <p>○食育体験、食育教室（指導：管理栄養士）○その他豊かな生活体験</p> <p>○3歳以上児…英語で遊ぼう（指導：アメリカ人女性）、カーリング活動</p> <p>○5歳以上児から…サッカー保育 ○3歳以上児は幼稚園児と合同保育</p> | | |
| 特 別 保 育 | ○延長保育 ○一時保育 ○地域子育て支援センター（委託事業） | | |
| 行 事 | <p>〔年間行事〕◎家庭訪問 ◎イースター礼拝 ◎保育参観 ◎クラス親睦会</p> <p>◎社会見学 ◎運動会 ◎親子遠足 ◎プール保育 ◎生活発表会 ◎芋ほり感謝祭</p> <p>◎お店屋さんごっこ ◎観劇鑑賞 ◎感謝祭 ◎お餅つき ◎クリスマス ◎豆まき</p> <p>◎ひな祭り ◎お別れパーティー ◎個人面談 ◎孫とあそぼう会</p> <p>☆0・1・2歳 ○夏祭り ○親子レクリエーション ○小さな発表会</p> <p>☆年 長 児 ○老人施設訪問 ○夏期一泊保育 ○スキー保育</p> <p>〔毎月行事〕○誕生会 ○避難訓練</p> <p>〔検 診 等〕○内科検診 ○歯科検診 ○身体測定</p> | | |
| 地 域 環 境 ・ 特 色 | <p>市内の南地区の住宅街に位置し、小学校・中学校が近くにある文教地区です。</p> <p>また、こまどりスキー場、テニスコート、緑体育館、稚内市緑スポーツパーク等多くの教育施設に恵まれている場所に位置しています。</p> <p>同法人が経営している幼稚園との幼保一元化の施設です。</p> | | |

保育所の概要

| 名称 | 認定こども園 稚内鈴蘭幼稚園・保育園 | 施設写真 |
|---------|---|---|
| 経営主体 | 学校法人 稚内鈴蘭学園 |  |
| 所在地 | 港 3 丁目 6 番 1 2 号 | |
| 電話番号 | 0162-23-3237 | |
| 認可年月日 | 令和 4 年 2 月 1 8 日 | |
| 定員 | 【0歳児】 6名 【1歳児】 12名 【2歳児】 12名 【3歳児】 15名 【4歳児】 15名 【5歳児】 15名 | |
| 敷地面積 | 3,606.91 m ² | |
| 保育方針 | ○明るく親切に | |
| 保育目標 | <p>子どもの主体性・自発性・多様性を尊重し、子どもが主体的に自己を発揮できる環境を整え、自分で考え、自ら行動に移すことを促し、職員は温かく応答的に関わっていくようにしています。</p> <p>「明るい子ども、親切な子ども、考える子ども」を柱とし、元気に優しく、思いやりのある子、感謝できる子、最後まで頑張る子 に導いていくようにしています。</p> <p>0歳から5歳の子どもの関わりを深め、人間関係を広げて行く様にしています。</p> | |
| 保育の内容 | クラス別保育（年齢毎）・合同保育（年齢毎） 縦割り保育（2歳から5歳） 自由遊び・オープン保育 | |
| 特別保育 | 延長保育・親子幼児教室（年長英語保育、サッカー・年中キッズダンス） | |
| 行事 | <p>日本古来の行事をはじめ、安全の為の行事などを、子どもに分かりやすく興味を持って楽しめるように進めています。</p> <p>春…子どもの日の集い・春の遠足・歯磨き指導・種まき・種芋植え・園外保育 夏…運動会・プール保育・年長お泊まり会・親子遠足・社会見学 秋…芋掘り・祖父母の集い・おゆうぎ会・ハロウィン・お店屋さんごっこ 冬…お餅つき・クリスマス・豆まき・ひな祭り・おわかれ会・スノーランド</p> <p>安全教育…青空教室・火災・地震津波避難訓練・不審者避難訓練 内科検診・歯科検診・年長視力検査 誕生会（月1回） 入園式・卒園式・修了式・始業式・終了式</p> | |
| 地域環境・特色 | 住宅街に位置し、近隣に小さな公園が2ヶ所あり散歩コースとなっています。 近くに港小学校・託児施設「おひさまひろば」・老人施設「ひまわりの家」があり、交流を持っています。 | |

保育料（利用者負担額）について

1. 保育料の決定（保育料表は14ページ参照）

保育料は、保護者（両親等）の所得（課税額等に応じた階層区分）や児童の令和6年4月1日現在の年齢、保育の必要量（標準時間・短時間）等により決定します。

《階層区分の算定基準》

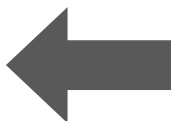
- ① 4月～8月分・・・令和5年度の市町村民税所得割額等により決定
- ② 9月～翌年3月分・・・令和6年度の市町村民税所得割額等により決定

◆保育料の確認方法（参考）

保育料は、次の書類の太枠部分に記載されている市町村民税の所得割額を、15ページに記載の保育料表に照らし合わせて決定します。均等割額のみ課税されている世帯については、保育料が発生する場合があります。

『給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書』

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|------------|-----------------|---------|---------|-------|---------|--------|-------|--------|-------|---------|--|-----------|--|---------|--|--------|--|-------|--|-------|---|------------|
| 令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>課税標準</td> <td>総所得③</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山林所得</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分離短期譲渡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分離長期譲渡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株式等の譲渡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上場株式等の配当等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>先物取引</td> </tr> </table> | | 課税標準 | 総所得③ | | 山林所得 | | 分離短期譲渡 | | 分離長期譲渡 | | 株式等の譲渡 | | 上場株式等の配当等 | | 先物取引 | | | | | | | | |
| 課税標準 | 総所得③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山林所得 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 分離短期譲渡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 分離長期譲渡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 株式等の譲渡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上場株式等の配当等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 先物取引 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所得 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>給与収入</td> <td>主たる給与</td> </tr> <tr> <td>給与所得(所得金額調整控除後)</td> <td>給与以外の合算</td> </tr> <tr> <td>その他の所得計</td> <td>所得区分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総所得金額①</td> </tr> </table> | 給与収入 | 主たる給与 | 給与所得(所得金額調整控除後) | 給与以外の合算 | その他の所得計 | 所得区分 | | 総所得金額① | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与収入 | 主たる給与 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与所得(所得金額調整控除後) | 給与以外の合算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の所得計 | 所得区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総所得金額① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所得控除 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>雑損</td> <td>障・寡・ひ・勤</td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td>配偶者</td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td>配偶者特別</td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済</td> <td>扶養</td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>地震保険料</td> <td>所得控除合計②</td> </tr> </table> | 雑損 | 障・寡・ひ・勤 | 医療費 | 配偶者 | 社会保険料 | 配偶者特別 | 小規模企業共済 | 扶養 | 生命保険料 | 基礎 | 地震保険料 | 所得控除合計② | | | | | | | | | | | | |
| 雑損 | 障・寡・ひ・勤 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療費 | 配偶者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会保険料 | 配偶者特別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模企業共済 | 扶養 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生命保険料 | 基礎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震保険料 | 所得控除合計② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>課税標準</td> <td>本人該当区分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特同16歳未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障障障</td> </tr> <tr> <td></td> <td>未成年者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ひとり親</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ひとり親</td> </tr> <tr> <td></td> <td>超過損失</td> </tr> </table> | | 課税標準 | 本人該当区分 | | 特同16歳未満 | | その他 | | 障障障 | | 未成年者 | | ひとり親 | | ひとり親 | | 超過損失 | | | | | | | | |
| 課税標準 | 本人該当区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特同16歳未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 障障障 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 未成年者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ひとり親 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ひとり親 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 超過損失 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市町村民税</td> <td>税額控除前所得割額④</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除額⑤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> </tr> <tr> <td>道民税</td> <td>税額控除額⑤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別徴収税額⑧</td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除不足額⑨</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既充当額⑩</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既納付額⑪</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>差引納付額⑫-⑩-⑪</td> </tr> </table> | | 市町村民税 | 税額控除前所得割額④ | | 税額控除額⑤ | | 所得割額⑥ | | 均等割額⑦ | 道民税 | 税額控除額⑤ | | 所得割額⑥ | | 均等割額⑦ | | 特別徴収税額⑧ | | 控除不足額⑨ | | 既充当額⑩ | | 既納付額⑪ | 額 | 差引納付額⑫-⑩-⑪ |
| 市町村民税 | 税額控除前所得割額④ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 税額控除額⑤ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所得割額⑥ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 均等割額⑦ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道民税 | 税額控除額⑤ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所得割額⑥ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 均等割額⑦ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特別徴収税額⑧ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 控除不足額⑨ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 既充当額⑩ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 既納付額⑪ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 額 | 差引納付額⑫-⑩-⑪ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



- ※1 保育料の算定に用いる所得割額は、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除を控除する前の所得割額となります。そのため、これらの税額控除を受けている方は、実際に記載されている所得割額と異なる場合があります。
- ※2 都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例により、政令市から転入で来られた方の税額計算は、新税率により計算された額に6/8を乗じた額をもって計算します。
- ※3 国で示す基準額の変更により、保育料が変更となる場合があります。

令和6年度 稚内市保育料(月額)一覧表

| 幼稚園 | | |
|-----|----------------------------|-----|
| 階層 | 区分 (所得割課税額) | 保育料 |
| 1 | 生活保護世帯 | 0 |
| 2 | 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) | |
| 3 | 77,101円未満 | |
| 4 | 211,200円以下 | |
| 5 | 211,201円以上 | |

| 保育所 | | | | | |
|-----|----------------|---------|--------|--------|-----|
| 市階層 | 区分 (所得割課税額) | 保育料 | | | |
| | | 0~2歳児 | | 3~5歳児 | |
| | | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| A | 生活保護世帯 | | | | |
| B | 市町村民税非課税世帯 | ひとり親世帯等 | | | |
| | | 上記以外 | | | |
| C1 | 市町村民税・均等割額のみ | ひとり親世帯等 | 7,500 | 7,400 | |
| | | 上記以外 | 16,000 | 15,800 | |
| C2 | 48,600円未満 | ひとり親世帯等 | 9,000 | 8,900 | |
| | | 上記以外 | 19,500 | 19,200 | |
| C3 | 57,700円未満 | ひとり親世帯等 | 9,000 | 8,900 | |
| | | 上記以外 | 21,500 | 21,200 | |
| | 64,700円未満 | ひとり親世帯等 | 9,000 | 8,900 | |
| | | 上記以外 | 21,500 | 21,200 | |
| C4 | 77,101円未満 | ひとり親世帯等 | 9,000 | 8,900 | |
| | 80,800円未満 | 上記以外 | 23,500 | 23,200 | 0 |
| C5 | 97,000円未満 | | 25,500 | 25,100 | |
| C6 | 121,000円未満 | | 29,600 | 29,100 | |
| C7 | 145,000円未満 | | 33,700 | 33,200 | |
| C8 | 169,000円未満 | | 37,800 | 37,200 | |
| C9 | 235,000円未満 | | 44,800 | 44,100 | |
| C10 | 301,000円未満 | | 51,800 | 51,000 | |
| C11 | 349,000円未満 | | 59,900 | 58,900 | |
| C12 | 397,000円未満 | | 68,000 | 66,900 | |
| C13 | 397,000円以上 | | 87,000 | 85,600 | |

*単位:円

◆階層および世帯状況による保育料の軽減

上記保育料一覧表でC1~C4階層の世帯で、次のア~ウに該当する世帯の保育料が減額になります。

- ア) 母子家庭およびこれに準じる父子家庭の世帯
- イ) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯・障害児又は障害者を有する世帯
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ウ) 生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた場合

※該当する場合にはP17に記載のある「①多子世帯の保育料の軽減」の就学前という制限はなく、生計を同じくする子どもが2人以上いる場合、そのうち最年長を第1子とし、表の保育料となり、第2子以降は無料となります。

2. 課税額算定対象者

保育料は、入所児童と同一世帯で、生計を一にしている父母等の市町村民税所得割課税額の合算により決定します。

（世帯には、単身赴任等で住民票が別になっている父母等の保護者も含まれます。）
入所児童が祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合は、祖父母等の税額も合算して保育料を算定する場合があります。

3. 延長保育

仕事の都合で遅くなる場合などのため、希望される方は通常の保育時間を延長する「延長保育」を利用できます。延長保育を利用される場合には、**事前の登録が必要**です。ただし、通常の保育料とは別に利用時間に応じて延長保育料を負担していただきます。延長保育の利用時間帯については3ページを参考にしてください。

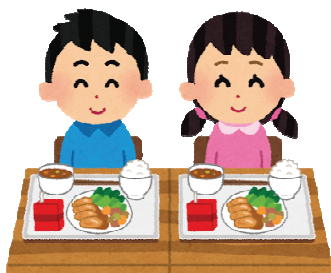
| | | | | |
|----------|---|----------|-----|------|
| ■ 保育標準時間 | ： | 18時以降 | 1時間 | 200円 |
| ■ 保育短時間 | ： | 7時から8時 | 1時間 | 100円 |
| | | 16時から18時 | 1時間 | 100円 |
| | | 18時以降 | 1時間 | 200円 |

（※ひと月最高負担額は4,000円です。）

延長保育料の支払いについては、利用翌月中旬頃に納付書を発行しますので、金融機関等でお支払いください。

4. 給食費（主食・副食費）

3歳～5歳児の給食については、実費徴収となります。
金額は各施設において決定されますので、詳しくは施設にお問い合わせください。
なお、0歳～2歳児については、保育料のなかに給食費が含まれます。

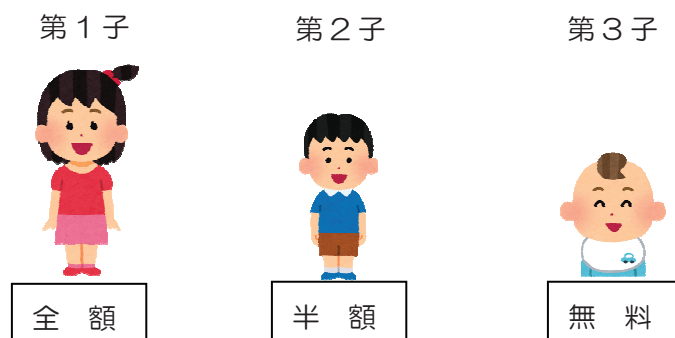


5. 保育料等の負担軽減

①多子世帯の保育料の軽減

保育所では、小学校就学前の範囲内に児童が2人以上いる場合、小学校就学前の最年長の児童を第1子、その下の子を第2子とカウントします。

第1子は保育料**全額負担**となりますが、第2子は**半額**、第3子以降は**無料**となります。



なお、保育料一覧表のC1からC2階層及び、C3階層のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯については、生計を同じくする小学生以上もカウントします。

②階層および世帯状況による保育料の軽減

保育料一覧表においてC1～C4階層区分に該当する世帯で、次に該当する世帯の保育料は減額になります。

- ア) 母子家庭およびこれに準じる父子家庭の世帯
- イ) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯・障害児又は障害者を有する世帯
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ウ) 生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた場合

③給食（副食費）の負担免除

2号認定を受けた3歳児以上の子どもにおける給食費については、主食・副食費共に施設による実費徴収となります。

ただし、C3階層区分（所得割額57,700円未満）以下に該当する世帯、②階層および世帯状況による保育料の軽減に記載のア)～ウ)に該当する世帯及び就学前児童からカウントし、第3子については、副食費分が免除されることとなります。

※給食費の負担額については、各施設にお問合せください。

6. 保育料の納入について（対象：0～2歳児 課税世帯）

- **4月中旬**（4月から8月分）と**9月中旬**（9月から翌年3月分）に

『納入通知書』を郵送でお送りいたします。※随時入所申請の場合は入所決定の際に送付します。

- 保育料の支払いについては、**口座振替での納入**をお願いしています。

保育料決定通知と合わせ、口座振替依頼書を同封しますので、記入・押印のうえ、口座振替を希望される金融機関の窓口で手続きをしてください。

口座は、保護者名義でお願いします。

【指定金融機関一覧】

- ・ 稚内信用金庫（本店、南支店、北支店、東支店、富岡支店）
- ・ 北洋銀行 ・ 北海道銀行 ・ 北海道労働金庫 ・ 宗谷漁業協同組合
- ・ 稚内漁業協同組合 ・ 稚内機船漁業協同組合 ・ ゆうちよ銀行
- ・ 北海道信用漁業組合連合会稚内支所 ・ 北宗谷農業協同組合

※延長保育料については口座振替の対象となりませんのでご了承ください



- 保育料・保育所給食費・延長保育料 が
コンビニエンスストアで納付できます。

【納付できるコンビニエンスストア】

- ・ セイコーマート ・ ローソン ・ ファミリーマート
- ・ セブンイレブン など 詳細は納付書裏面をご覧ください。



- 保育料の納期は、**毎月月末**（月末が土日祝日の場合は、翌平日）です。
- 保育料は「税」と同じ取り扱いをすると法律で定められており、**納期限内に納めていない場合には督促状を発行いたします。**

また、保育料の滞納が続く場合には、法の定めるところにより、財産（給与・預貯金等）の実態を調査し、滞納処分（差押え）を行うことがあります。

7. 幼児教育・保育の無償化について

『幼児教育・保育の無償化』において、幼稚園・保育所等を利用する
3歳児～5歳児の全世帯 及び
0歳児～2歳児の非課税世帯の月額保育料が無償となります。

- 無償化の対象となる経費
市が決定する月額の保育料



- 無償化の対象とならない経費
延長保育料（標準・短時間認定を超えた保育時間の利用料）、
給食費（主食・副食費）・行事費・PTA 会費など、施設が独自で金額を設定し、
徴収するもの。 ※実費徴収金額については、各施設にお問合せください。

★幼児教育・保育の無償化に係る詳細は、子育て応援サイト「え～る」をご覧ください。

8. わっかない子育て応援サイト・アプリ『え～る』

各種制度や子育てに係る手当などのほか、子育て支援施設の情報やイベント情報などを掲載しています。

また、アプリではプッシュ通知を随時配信中！リアルタイムで市内子育て支援情報が受け取れます。是非、この機会に『え～る』をご利用してみませんか？



登録の際に稚内市内の郵便番号を入力することで、『え～る』としてご利用いただけます。

※Apple およびApple ロゴは米国その他の国で登録されたApple Inc. の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。

※ Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。



◆ 入所後の留意事項について

●入所後でも、集団生活に著しく支障をきたす等の状況が認められ、保育の実施を継続することが困難と判断された場合、入所を取り消すことがあります。

●保育の必要性の事由に変更があった場合には、必ず変更届を提出してください。

例)

| | | |
|----------|---|--|
| 仕事が変わった | ➡ | 変更届と、新しい職場の就労証明書が必要です。 |
| 仕事を辞め求職中 | ➡ | 変更届、就労希望申立書の提出と、教育・保育給付認定が変更になるため、支給認定証の返納が必要です。 辞職後、90日以内に新しい職場についてください。 |
| 仕事を辞めた | ➡ | 保育の必要性の事由に該当しなくなるため、退所となります。 変更届・利用解除届の提出と支給認定証の返納が必要です。 |
| 産休になる | ➡ | 変更届と母子手帳の写しの提出が必要です。産後休暇の終わる月の月末まで、保育所（園）に在籍が可能です。育児休業中は原則、保育の必要性の事由に該当しないため退所となります。 |

※その他、住所の変更なども届出が必要です。状態により必要な書類が異なりますので、ご不明な点はこども課にお問い合わせください。

◆ 給食について

●白樺保育所は、0・1・2歳の児童は**完全給食**です。また、10時と3時にはおやつがあります。3歳以上の児童は、**副食（おかず）給食**ですので**主食を持参**してください。おやつは3時にあります。

●富岡・もぐもぐ・オアシス・きらきら保育園・認定こども園稚内鈴蘭幼稚園・保育園は、**完全給食**です。また、おやつは2歳児までは10時と3時、3歳児以上は3時にあります。
なお、3歳児以上の給食費は各園で異なりますので、直接各保育園にお問い合わせください。

- ・富岡保育園 ☎ 32-2727
- ・もぐもぐ保育園 ☎ 23-5180
- ・オアシス保育園 ☎ 23-6321
- ・きらきら保育園 ☎ 73-3133
- ・認定こども園
稚内鈴蘭幼稚園・保育園 ☎ 23-3237

●食物アレルギーがある場合は、お子さんの生命に関わることですので、必ず申し出て下さい。

※0歳児～1歳児のお子さんの保育所への入所希望をしているお母さんで、現在母乳で育児中の方は、保育所での授乳がお子さんにとってスムーズに行えるよう、ほ乳瓶（乳首）に慣れさせておくことをお願いいたします。（例えば、湯ざまし・ほうじ茶等を飲む習慣づけなど）

◆ お子さんの体調面について

- 保育中に発熱や体調不良がみられた場合はご連絡します。
勤務先や携帯番号が変わった際には必ず保育所に連絡してください。
また、熱や咳などで具合の悪い時はなるべくご家庭で休養し早めに治しましょう。
- 風しん、水ぼうそう、胃腸炎など感染性の高い病気の疑いがあるときは、早めに病院で診察を受け、医師の許可が出てから登所（園）してください。



集団生活ですので、感染拡大防止のためにご協力をお願いいたします。



病児保育室 はぐくみ 利用案内



- 開 所 日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始を除く）
- 保育時間：午前8時から午後6時まで
- 対 象：市内在住で保育所に通っている児童、保護者が就労等をしている幼稚園児及び小学校に通っている児童（生後6か月から小学6年生まで）
- 電話 0162-73-0689（はぐくみ）
- 利用料金：市民税所得割非課税世帯 500円（5時間未満）／1,000円（5時間以上）
市民税所得割課税世帯 1,000円（5時間未満）／2,000円（5時間以上）
※児童1人につき1日あたり

★利用するには事前登録が必要です★

①事前登録（毎年更新）・・・こども課

登録申請書、印鑑、保護者の就労証明書（保育所・学童保育所を利用中の場合は不要）

②予約確認・・・はぐくみ

定員があるので、「はぐくみ」の空き状況を確認、利用日の前日までに利用予約してください。

利用の際の注意点や持ち物など、詳しくは「はぐくみ」職員が説明いたします。

※緊急の場合はご相談ください。

③受診・連絡票発行・・・医療機関

予約が出来たら必ず医療機関を受診し、主治医に病児保育室の利用を申し出て、「病児保育医師連絡票※」の発行を受けてください。

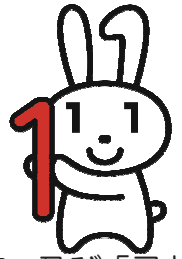
④利用申込・・・はぐくみ

利用申込書、印鑑、医師連絡票をはぐくみに提出

☞ 利用できます！

※こどもクリニックはぐく・南稚内クリニック・わかかない耳鼻咽喉科に備え付けてあります。

* * 本人確認にご協力ください * *



「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子ども子育て支援法施行規則」の規定に基づき、支給認定に係る手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。申請書をご提出いただく際は、マイナンバーの記載とともに「身元確認」と「番号確認」が必要となりますので、下記の必要書類をご持参ください。

なお、申請者が自身の個人番号がわからないなど、個人番号の記載が困難な場合や、確認書類が不足している場合は、申請・届出書に個人番号を記載せずに申請を受け付けることも可能です（この場合、稚内市が住民基本台帳等情報により番号を確認しますので、あらかじめご承知おきください）。

■本人確認に使用する書類一覧（有効期限内のものに限ります。）

※1点で確認できるものと2点必要なものがあります。

※個人番号の「通知カード」は本人確認の書類として認められておりません。

《1点で確認できるもの》

- ・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
- ・官公署が発行した免許証、許可証及び身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの。

《2点以上の提示が必要なもの》

- ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証明書 ・特別児童扶養手当証明書
- ・官公署が発行した書類等で氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるもの。

【問合せ先】

保育所入所手続きなどで、不明な点がありましたら下記までお問合せください。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ◆教育部こども課子ども・子育てG | ☎ 23-6529 番（直通） |
| ◆白樺保育所 | ☎ 33-4558 番 |
| ■富岡保育園 | ☎ 32-2727 番 |
| ■もぐもぐ保育園 | ☎ 23-5180 番 |
| ■オアシス保育園 | ☎ 23-6321 番 |
| ■きらきら保育園 | ☎ 73-3133 番 |
| ●認定こども園 稚内鈴蘭幼稚園・保育園 | ☎ 23-3237 番 |